

新潟県と日本生命保険相互会社との包括連携協定

新潟県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域活性化と県民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成及び発展並びに県民サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- （1）健康増進・疾病予防に関すること
- （2）地域の安全・安心に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- （5）女性活躍・働き方改革に関すること
- （6）地域の活性化に関すること
- （7）観光振興に関すること
- （8）環境保全に関すること
- （9）その他、県民生活の向上に関すること

2 甲と乙は、前項（1）については、乙による甲への毎年の「ニッセイ医療費白書」の提供、「意識実態アンケート」の報告等を通じ、連携と協働の推進を図るものとする。

3 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関連会社に実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日

の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4(2022)年1月12日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
新潟県知事 花 角 英 世

乙 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号
日本生命保険相互会社
代表取締役会長 筒 井 義 信